

令和2年度「建設業取引適正化推進期間」について

建設産業課

1 要旨

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発展を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要がある。

このため、令和2年度においても、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」と定め、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うものである。

2 期間

令和2年10月1日（木）～12月28日（月）

3 実施主体

国土交通省，都道府県

4 実施内容

(1) 建設業者等を対象とした講習会の開催

| 日程 | 内容 | 会場 |
|-----------|--|---------------------------------|
| 11月13日（金） | 改正建設業法と法令遵守 についての講習会 （国土交通省，広島県共催） | 広島市（広島 YMCA 本館 BF1 国際文化ホール） |
| 11月26日（木） | | 福山市（広島県福山庁舎 第3庁舎第381・382会議室） |

(2) 立入検査の実施

許可行政庁ごと又は各許可行政庁が連携し、建設業者に対して立入検査による指導を実施する。その際、建設業フォローアップ相談ダイヤル、駆け込みホットライン及び建設業取引適正化センター等の各種相談窓口等について併せて周知する。

(3) 広報等

建設業取引の適正化について、国土交通省が作成し配布するポスターを、国関係機関，各都道府県，市区町村及び建設業関係団体において掲示するほか，各種相談窓口等についても各種媒体を活用した広報を行う。